

最高裁秘書第607号

令和5年3月16日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 堀 田 眞 哉

司法行政文書不開示通知書

令和4年12月13日付け（同月15日受付、第040449号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

- (1) 第75期司法修習生について、罷免事由別に司法修習生を罷免された人の数が分かる文書
- (2) 第75期司法修習生のうち、戒告処分を受けた人の数が分かる文書
- (3) 第75期司法修習生のうち、修習の停止処分を受けた人の数が分かる文書
- (4) 第75期判事補志望者に対して実施した、最高裁判所の面接選考に関する文書（実施日時、実施場所、実施方法、面接担当者の肩書及び氏名等が書いてある文書をいうものの、これに限られない。ただし、判事補志望者に送付した文書は除く。）

2 開示しないこととした理由

1の各文書は、いずれも作成又は取得していない。

（注）この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（本通知書の右上に記載

された日付) の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所事務総局秘書課に対して苦情の申出をすることができます。

(担当) 秘書課 (文書開示第二係) 電話 03 (4233) 5240 (直通)